

再エネ長期電源化・地域共生WG における検討状況

2023年10月

資源エネルギー庁

再エネ長期電源化・地域共生WGについて

- 再生可能エネルギーに対する**安全面、防災面、景観・環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念**が高まっている中で、こうした懸念に対応し、**地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めるための制度的措置**について、**2022年10月以降、本小委員会の下の再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（以下「再エネ長期電源化・地域共生WG」という。）**において議論を進めている。
- 2023年2月には、それまでの議論の成果を踏まえ、**周辺地域の住民への説明会等の事前周知のFIT/FIP認定要件化や、関係法令違反等の場合のFIT/FIP交付金の一時停止**などの措置について、**中間取りまとめ**を行った。さらに、これらの措置を盛り込んだ**再エネ特措法の改正を含むGX脱炭素電源法**を国会に提出し、**2023年5月に成立した**。
- その後、再エネ長期電源化・地域共生WGでは、**2023年5月以降、計6回**にわたって、**改正再エネ特措法の施行（2024年4月）に向けた上記の措置の具体的な詳細設計等**について、**自治体や事業者団体へのヒアリング**を含めて集中的に議論を行い、**2023年9月に第2次取りまとめ（案）**を公表した。

委員名簿（◎印は委員長）	
◎ 山内 弘隆	一橋大学 名誉教授
大関 崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所 再生可能エネルギー研究センター太陽光システムチーム 研究チーム長
大貫 裕之	中央大学 常任理事 法科大学院 教授
興津 征雄	神戸大学大学院 法学研究科 教授
桑原 聡子	外苑法律事務所 パートナー弁護士
神山 智美	富山大学 経済学部 経営法学科 教授
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
松本 真由美	東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 環境エネルギー科学特別部門 客員准教授

※オブザーバー : 山梨県・那須塩原市・広域機関・九州電力株式会社
 ※関係省庁 : 総務省・農林水産省・国土交通省・環境省

<開催実績>

- 第1回（2022年10月17日）
- 第2回（2022年10月25日）
- 第3回（2022年11月9日）
- 第4回（2022年11月25日）
- 第5回（2022年12月5日）
- 中間とりまとめ（2023年2月）
- 第6回（2023年5月31日）
- 第7回（2022年6月30日）
- 第8回（2023年7月27日）
- 第9回（2023年8月7日）
- 第10回（2023年9月15日）
- 第11回（2023年9月26日）
- 第2次取りまとめ（2023年9月）

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ（案）の概要①

- 再エネ長期電源化・地域共生WGでは、改正再エネ特措法の施行（2024年4月）に向けた具体的な詳細設計等について、自治体や事業者団体等へのヒアリングを含めて集中的に議論を行った。
- 土地開発等に関する許認可取得に係るFIT/FIP認定の申請要件化は、パブリックコメントを経て、改正法施行を待たずに、2023年10月から速やかに施行。改正再エネ特措法による説明会等のFIT/FIP認定要件化等の措置は、今後パブリックコメントを実施した上で、自治体等への周知期間を経て、改正法施行（2024年4月）と合わせて施行。

I 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

- 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる①～③の許認可について、**FIT/FIP認定の申請要件化**。
①**森林法**の林地開発許可、②**宅地造成及び特定盛土等規制法**の許可、③**砂防三法**（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可

II 説明会等のFIT/FIP認定要件化

（FIT/FIP認定要件として、周辺地域の住民に対し、説明会等の事前周知を求める。）

（説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲）

- **特別高圧・高圧（50kW以上）**は、**説明会の開催**を求める。
- **低圧（50kW未満）**は、原則として**説明会以外の事前周知**を求めるが、**周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（上記I①～③の許認可が必要なエリア、土砂災害警戒区域のエリア、景観等の保護エリア等）**では、**説明会の開催**を求める。
- **屋根設置・住宅用太陽光**は、事前周知の対象外。

（説明会での説明事項等）

- 説明会では、下記の説明を求める。
① **事業計画の内容** ④ **事業に関する工事概要**
② **関係法令遵守状況** ⑤ **関係者情報（主な出資者等を含む）**
③ **土地権原取得状況** ⑥ **事業の影響と予防措置**
- このうち⑥は、**安全面**（斜面への設置、盛土・切土、地盤強度等）、**景観、自然環境・生活環境**（騒音・振動・排水、反射光等の電源別事項）、**廃棄等**の項目を説明。

（説明会の議事等）

- **質疑応答の時間**を設け、住民の**質問・意見への誠実な回答**を求める。
- 説明会后に事業者が一定期間、**質問募集フォーム等**を設け、フォームに提出された住民の質問等への**書面等での誠実な回答**を求める。

（「周辺地域の住民」の範囲）

- **事業場所の敷地境界から一定距離**（低圧100m、特別高圧・高圧300m、環境アセス（法アセス）対象1km）の**居住者**と、**再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地/建物の所有者**を対象とする。
- 地域の実情を把握する**市町村への事前相談**を行うことを求め、市町村の意見を尊重して、「周辺地域の住民」に加えるべき者を追加。

（説明会の開催時期）

- 周辺地域に影響を及ぼす可能性が高い場合（上記I①～③の許認可が必要な場合、環境アセス対象等）は、**事業の初期段階から、複数のタイミングでの説明会開催**を求める。

（その他の説明会実施要領）

- 説明会には、**再エネ発電事業者自身の出席**を求める。開催案内は、開催2週間前までに、ポスティング等により行うことを求める。
- FIT/FIP認定申請時に、**説明会を開催したことを証する資料**として、**説明会の議事録、配布資料、質問募集フォームにおける質問・回答、概要報告書等**の提出を求め、**概要報告書**は認定後に**公表**する。
- 認定後に**事業譲渡や実質的支配者の変更等**が生じた場合は、**変更認定申請時に改めて説明会の開催**を求める。
- 説明会は事後検証できるよう、**録画・録音し、保管**する。

再エネ長期電源化・地域共生WG 第2次取りまとめ（案）の概要②

Ⅲ 認定事業者の責任明確化（監督義務） （委託先も認定基準・認定計画を遵守するよう、認定事業者が委託先に対する監督義務を課す。）

（監督義務の対象）

- 再エネ発電事業の実施に必要な行為に係る委託（例：手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄等に係る業務）について、監督義務の対象とする。

（契約書の締結）

- 認定事業者と委託先との間で書面の契約書を締結することを求める。
- 契約書において、委託先も認定基準・認定計画に従うべき旨を明確化するとともに、認定事業者への報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意などの事項を含めることを求める。

（報告の実施）

- 委託先から認定事業者に対して、認定基準・認定計画の遵守状況等を報告することを求める。
- 認定事業者から国に対して、委託契約の概要等について定期報告（年1回）することを求める。

Ⅳ 違反状況の未然防止・早期解消の措置 （関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止。違反が解消されず認定が取り消された場合は交付金の返還を命令。）

（交付金の一時停止の発動タイミング）

- 関係法令違反について、少なくとも、行政処分・罰則の対象となる違反が覚知され、違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階においては、一時停止の措置を講じることが可能と整理。

（交付金の取戻要件）

- FIT/FIP交付金の一時停止が措置された場合について、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、
 - 違反の解消 又は
 - 事業の廃止と適正な廃棄等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻すことができることとした。

Ⅴ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保 （太陽光パネルを更新・増設する際に、当初設備相当分は価格維持することとし、増出力分相当は十分に低い価格を適用する措置を講じる際の適正な廃棄の確保。）

（更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正な廃棄）

- 廃棄等積立制度において積み立てられた積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求める。
- 更新に係る変更認定申請を行う際には、解体・撤去業者に廃棄等を依頼する契約書など、一定の書類の提出を求める。また、事後的に、実際に適切な廃棄等が実施されたことの報告を求める。

（更新・増設される太陽光パネルの適正な廃棄）

- 太陽光パネル増設に伴う廃棄等費用の不足分は、増設に係る変更認定時に一括して原則外部積立てを求める。

(参考) 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 (※ 2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※ 1) 外	<u>事前周知を 要件としない</u>	<u>事前周知を 要件としない</u> (努力義務として求める)	<u>説明会以外の手法での 事前周知を求める</u> (※ 3、※ 4)	<u>説明会の開催を求める</u> (※ 4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※ 1) 内				

- (※ 1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※ 2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※ 3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※ 4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)

(参考) 説明会における説明事項

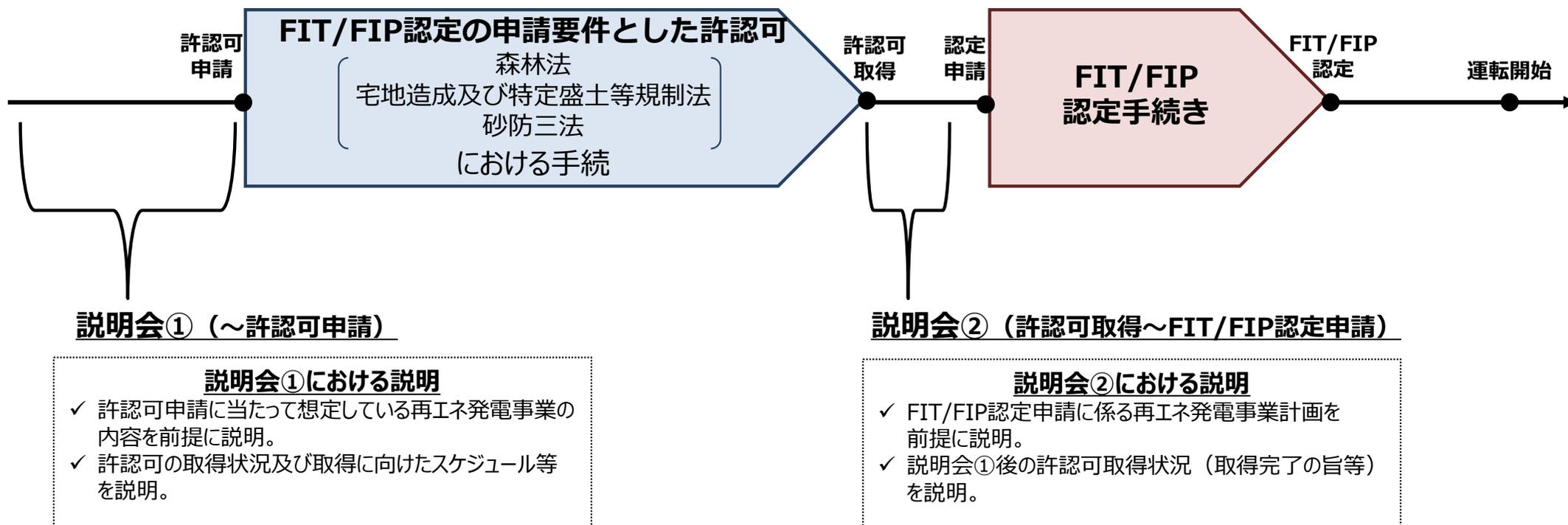
項目	説明事項
① 事業計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電源種、設置形態、出力規模、設置場所などの基本情報について、図面やイメージ写真などを用いて住民にとって分かりやすく説明する。
② 関係法令遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下①～③の関係法令に係る手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法における林地開発許可 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可 ② ①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等 ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあつては、当該許認可・届出等
③ 土地権原取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点等を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求める。
④ 事業に関する工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）などを説明する。
⑤ 関係者情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 安全面・景観・自然環境・生活環境・廃棄等といったそれぞれの観点ごとに、説明事項を整理（次ページ参照）。 ➤ その際、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されるような整理が重要である。 ➤ 個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な説明が求められる。このため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方限定するのではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求める。 ➤ 説明の仕方の選択に当たっては、再エネ長期電源化・地域共生WGで示された説明の仕方が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することも可能とすることを通じ、再エネ発電事業者による主体的な説明の実現を促す。 ➤ 整理された説明事項については、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされることが必要である。なお、説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得るが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明を求める。

(参考) 説明会における事業の影響と予防措置に関する説明事項

	説明の観点	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	電源の規模	対象となるエリア
安全面	斜面への設置	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	盛土・切土	○	○	○	○	○		
	地盤強度	○	○	○	○	○		
	排水対策	○	○	○	○	○		
	法面保護・斜面崩落防止策	○	○	○	○	○		
	防災施設の先行設置	○	○	○	○	○		
	設備設計	○	○	○	○	○		
	施行後の管理の継続性	○	○	○	○	○		
	事業終了後の措置	○	○	○	○	○		
景観	景観への影響	○	○	○	○	○	規模を問わない	自然環境・景観の保護を目的として条例で設定された保護エリア
自然環境 生活環境	騒音	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	振動	○	○	○	○	○		
	排水の汚れ／濁り	○	○	○	○	○		
	反射光	○						
	雑草の繁茂	○						
	風車の影による日照阻害		○					
	温泉への影響			○				
	蒸気の噴出			○				
	流量等への影響				○			
	燃料保管・搬入等に伴う生活環境への影響 (交通/ばい煙・粉じん/臭気等)					○		
	その他の大気環境（大気質）への影響	○	○	○	○	○		
その他の水環境への影響	○	○	○	○	○			
その他の生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全への影響（動物、植物、生態系）	○	○	○	○	○			
廃棄等	廃棄等費用の総額等	○	○	○	○	○	規模を問わない	エリアを問わない
	太陽光パネルの含有物質等	○						
	工事時に発生する産業廃棄物・残土	○	○	○	○	○		

(参考) 説明会の開催時期 (タイムライン)

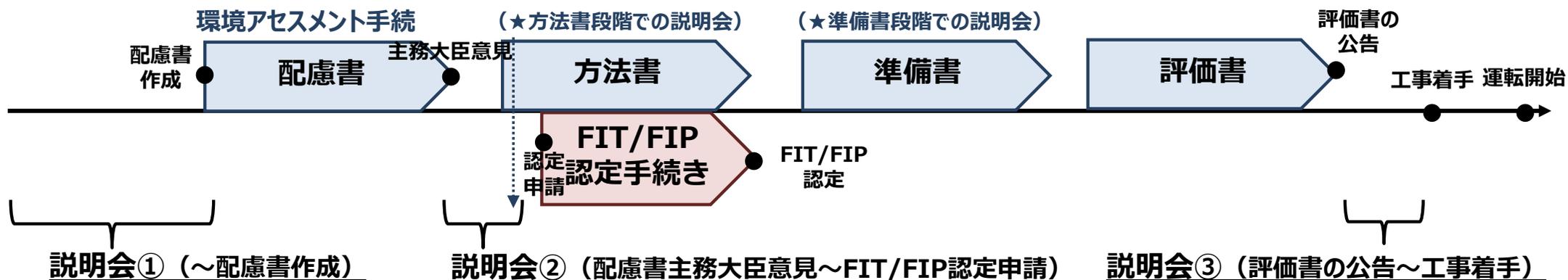
(例 1 : FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可が必要となる場合)



(※) なお、風力・地熱発電事業について、環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象である場合は、上記の許認可を認定後に取得することを認める（認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行う）こととしている。この場合においては、上のタイムラインではなく、次ページのタイムラインに従うこととする。

(参考) 説明会の開催時期 (タイムライン)

(例 2 : 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合)



説明会①における説明

- ✓ 配慮書作成に当たって想定している再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 取得前の許認可については、許認可取得スケジュール等を説明。
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける配慮書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会②における説明

- ✓ FIT/FIP認定申請に係る再エネ発電事業計画を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの方法書段階の説明会において、再エネ特措法に基づく説明会に関する要件を全て充足している場合には、再エネ特措法に基づく説明会を行ったものとして取り扱うことができる。(ただし、再エネ特措法に基づく説明会としても位置付ける旨を事前に示すことが必要。)
- ✓ 事業の影響と予防措置については、環境アセスメントにおける方法書の記載と整合的に、再エネ特措法上の説明項目につき説明。

説明会③における説明

- ✓ 環境アセスメントを踏まえて、実際に実施する再エネ発電事業の規模等を前提に説明。
- ✓ 環境アセスメントの準備書段階の説明会では、環境アセスメントの結果が確定していないことから、この段階の説明会について、再エネ特措法に基づく説明会③として取り扱うことは不可。

(※ 1) 条例に基づく環境アセスメントについても、環境影響評価法に基づくプロセスに準拠している例が多く、原則として上記に準じたタイミングで実施することを求めるが、①～③の詳細のタイミングの設定については、条例策定自治体と相談の上で決定することとする。

(※ 2) 環境影響評価法の対象事業のうち、配慮書プロセスを実施しないもの(第二種事業・温対法の特例案件等)については、説明会①の開催は求めない。

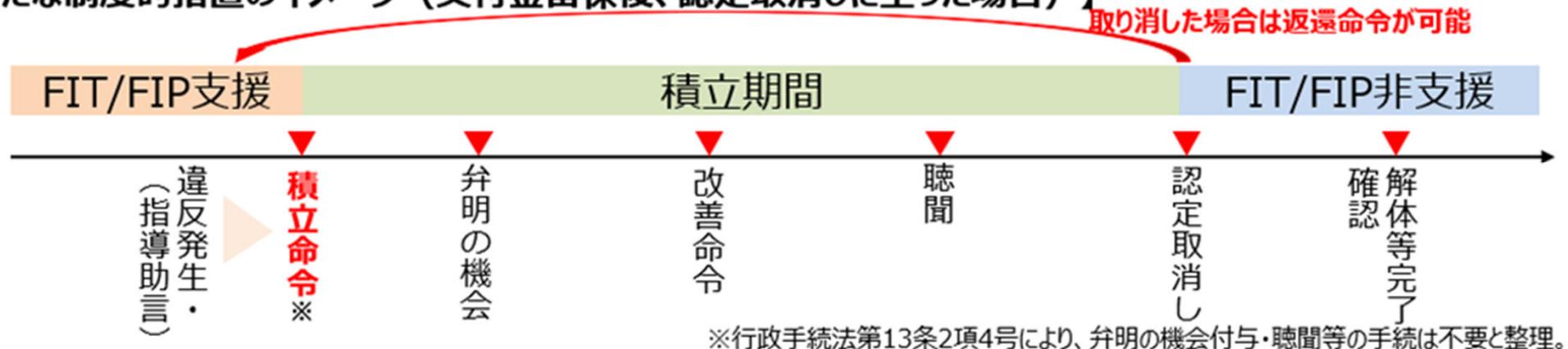
(※ 3) FIT/FIP認定の申請要件として取得を求める許認可が必要となる場合(p.11参照)は、説明会②において、許認可の取得状況(取得完了の旨等)を説明するよう求める。ただし、認定から3年以内に許認可を取得することなどを条件とした条件付き認定を行うなどの特例を設ける環境影響評価手続対象の風力・地熱発電事業については、

- ・説明会②において、許認可の取得状況・取得に向けたスケジュール等を、
- ・説明会③において、許認可取得状況(取得完了の旨等)を説明するよう求める。

(参考) 違反状況の未然防止・早期解消の措置

- 再エネ特措法における認定事業者は、認定計画に従って発電事業を実施することが求められ、認定された計画に違反した場合は、必要に応じて指導、改善命令を経て、認定が取り消される。
- 認定取消しは上記のとおり指導・改善命令等を経て実施されるが、**現行制度においては、違反状況が続いている間であっても、認定事業者である以上、FIT/FIP制度における支援は継続**。このため、早期に違反状態が解消されづらいなどの懸念もある。
- こうした懸念に対応するため、認定事業者に対して、違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、認定計画に違反した場合、**FIT/FIP交付金を留保するための積立命令に基づく積立義務を新たに課す**こととし、**違反状態の間は、FIT/FIP交付金の留保を継続**することとする。また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、**違反の解消又は適正な廃棄等が確認された場合は、留保された交付金を取り戻せる**こととするべきである。
- また、認定取消しをした際には、**認定取消しに加えて、例えば、違反時点から、認定が取り消された時点までのFIT/FIP交付金の返還を求めていくことが適切**である。

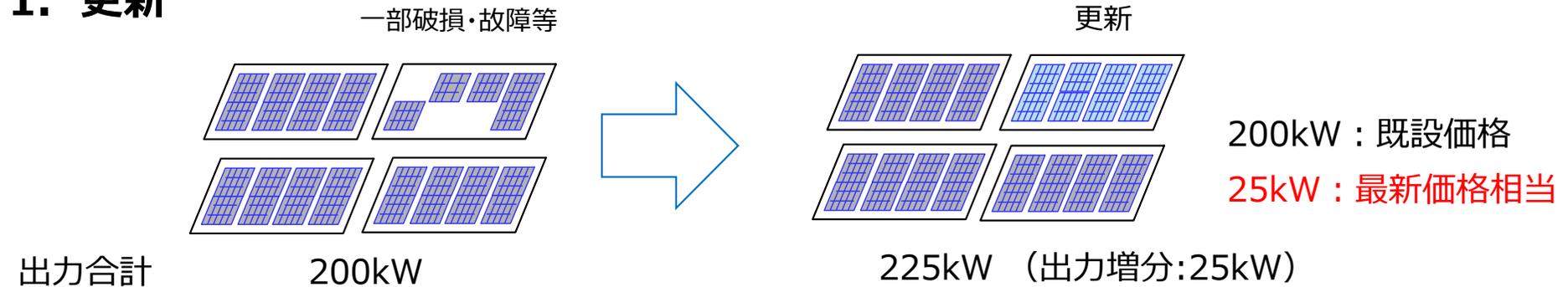
【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



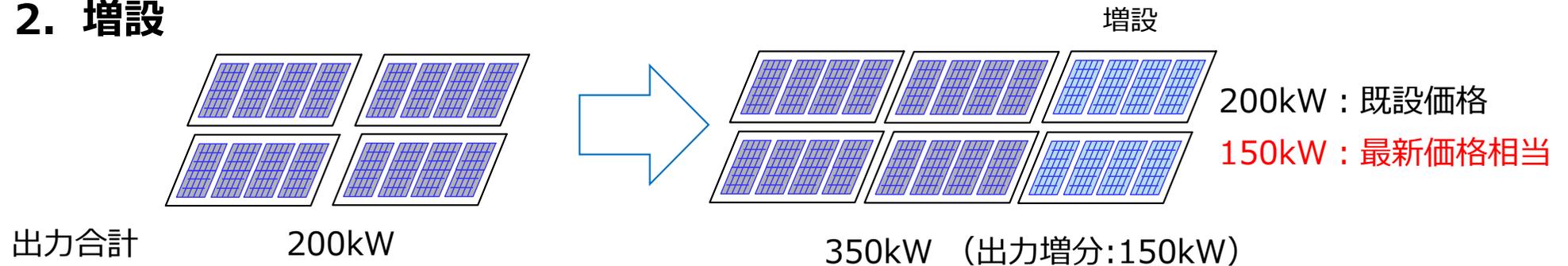
(参考) 太陽光パネルの増設・更新に係るルール

既存再エネ※の有効活用 (更新・増設) のイメージ ※既に土地や系統が確保されている。

1. 更新



2. 増設



FIT/FIPにおける支援価格の在り方

【現行ルール】

- 設備単位で価格を付与
⇒更新・増設をした場合、全ての設備を最新価格に変更

地域共生・
適切廃棄が前提

【新ルール】

- 設備の一部に価格の付与が可能
⇒更新・増設をした場合、既設設備相当分の価格を維持し、追加投資部分(出力増分)に最新価格相当を適用

(参考) 更新・増設する太陽光パネルの適正廃棄

- 再エネ特措法に基づく廃棄等積立制度では、積立開始のタイミング（運転開始後10年目）から調達期間の終了（運転開始後20年目）までの間、各時点での発電量に応じた額が、原則外部積立される仕組みとなっている。このため、積立を行う期間中に、**パネルの増設**（下表：X kW→Y kWに増設）が発生した場合、**積立開始から増設までの間、増設分**（下表：(Y - X) kW）の**廃棄等費用が積み立てられないおそれがある**。
- こうした点を踏まえ、不足分については、**増設の際の変更認定時に一括して原則外部積立を行う**（廃棄等費用積立制度において内部積立を行うことができる要件を満たす者（※）については、一括して内部積立を行うことを認める）こととすることとした。積立の方法については、**廃棄等積立制度の方法に準拠**することとし、**仮に適切に積立が行われない場合には、変更認定を行わないこととした**。

（※）内部積立金の総額が積立対象区分等に該当する再エネ発電設備の解体等に通常要する費用の額以上の額であることや、一年ごとに積み立てられている内部積立金の額を公表することに同意することなど、再エネ特措法施行規則において定める要件を充足することが必要。

